

# 建災防宮城県支部からのお知らせ

令和2年9月1日

## 全国労働衛生週間準備期間が始まります！

みなおして 職場の環境 からだの健康

令和2年10月1日～10月7日(準備期間 9/1～9/30)

10月1日より、全国労働衛生週間が「**みなおして 職場の環境 からだの健康**」をスローガンに実施されます。

本年は新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、その感染拡大防止に向けて国民が一体となった協力が求められおり、現在では、「三つの密」を避けることの徹底や「新しい生活様式」の推進など、これまでとは違う社会生活や企業活動などが求められています。

一方、宮城県内の令和元年の定期健康診断実施結果の異常所見率を見ますと、全産業61.0%に対して、建設業では67.9%と、全産業に比べ約7ポイント高くなっています。

この準備期間には、健康診断及び健診実施後の事後措置の確認、さらに「健康経営」に向けた心と体の総合的な職場環境整備をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、熱中症、石綿等有害物対策、長時間労働に係る健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等について、この機会に社内の予防体制の点検、見直しをお願いします。

(実施要綱は建災防本部HPか「建設の安全(号外)」をご覧ください。)



## セーフワーク向上宣言登録企業をホームページに掲載しました！

標記登録企業名簿を、建災防宮城県支部ホームページに掲載しました。8月20日現在で89社のご登録をいただいております。

登録企業については、ハローワークの求人票に安全衛生に積極的な活動を行っている旨表示できるほか、行政機関等で構成される「建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議」構成員で登録名簿を共有することとしています。

### 仙台市ガス局より「**建設工事によるガス管損傷の防止について**」広報依頼がありました。

ガス管損傷による事故は過去3年間で全国で496件、負傷者27名に上っており、原因として①ガス管の存在を知らずに工事に着手した②目的の配管と誤ってガス配管をせん断した③ガス漏洩の処置を自ら行おうとして着火した④ガス臭に気付いたがそのまま作業していた⑤ガス事業者に事前照会していたが、現場伝えていなかった等があります。先日も、福島県で店舗改修工事中にプロパンガスによりガス爆発事故があり、県内在住の工事関係者が亡くなる事故が発生しています。ガス管の事前調査、ガス漏れ緊急連絡先の周知等安全確認の徹底をお願いします。 **仙台市ガス局ガス漏れ専用ダイヤル 022-292-6663**

## 1 「石綿障害予防規則」等が改正(施行 令和2年10月以降順次施行)

解体・改修作業を行う建築物における①石綿等の使用の有無についての事前調査を、講習修了者により行うことが義務づけ、②労働基準監督署への解体・改修工事開始前の計画届の拡大、③事前調査結果等の届出の新設など、解体工事における石綿の飛散・ばく露防止対策の徹底が強く求められることとなります。

## 2 金属アーク溶接等の作業が特化則適用に(施行 令和3年4月1日(作業主任者:令和4年4月1日))

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガ」について、特定化学物質(第2類)に加えられる等の改正が行われました。

- (共通) ①作業主任者を選任(屋内・屋外)～特定化学物質等作業主任者技能講習が必要 ②特殊健康診断の実施(屋内・屋外) ③その他(休憩室の設置、喫煙・飲食の禁止、有効なマスクの備付け等)  
(金属アーク溶接等作業について) ④全体換気装置による換気(屋内) ⑤溶接ヒュームの環境測定(屋内) ⑥呼吸用保護具の使用(屋内・屋外) ⑦床の清掃(屋内)



## 3 「パワーハラスメント」防止に関する法令が追加～(労働施策総合推進法の改正・指針の制定) (施行 令和2年6月1日(中小企業は令和4年4月1日まで努力義務))

事業主は、①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること ③適切に対応するために必要な体制の整備と周知 ④職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応(行為者への措置、再発防止策) ⑤相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをしない旨の定める等の措置が求められます。 ※10月9日の職場環境改善職場環境改善担当者養成講習で概要を説明します。

申請期限  
迫る!

### エイジフレンドリー補助金で、**職場環境改善**を

申請期間 令和2年6月12日～同年10月末日

対象要件 ①60歳以上の高齢労働者を雇用②中小企業事業者③労働保険・社会保険加入者

補助対象：高齢労働者のために職場環境改善に要した経費

補助率：1/2 上限額：100万円(消費税含む)

・補助対象例は通路・段差の解消、重量物搬送機・リフトの導入、体力チェック・・・

・申請は企業単位となります。

詳しくは、エイジフレンドリー補助金センター(日本労働安全衛生コンサルタント会)のホームページをご覧ください。 電話 03-6381-7507



ホームページ

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax022-265-5604